

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例（平成24年11月9日京都市条例第21号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）西ノ京桑原町地区地区計画及び京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）祇園四条地区地区計画が決定され、これらの地区計画の区域の地区整備計画が定められたことに伴い、次のとおりそれぞれの区域内における建築物及び工作物（建築物及び屋外広告物以外の工作物で、土地又は建築物に定着するものに限る。以下同じ。）（以下「建築物等」という。）の用途、位置、構造及び形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）に関する制限等を定めることとしました。

- 1 西ノ京桑原町地区及び祇園四条地区における建築物の用途、位置及び構造に関する制限を次のとおり定めることとしました。

計画地区の名称 （適用区域）	制 限	
	事 項	内 容
西ノ京桑原町地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの (4) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) カラオケボックスその他これに類するもの
	壁面の位置の制限	道路（西ノ京桑原町1番地の3の接する部分を除く。）又は河川の境界線までの距離の最低限度 5メートル（佐井通（西高瀬川の北側端線から60メートル外側の線以北同北側端線から130メートル外

		<p>側の線以南の区間に限る。)の境界線にあつては、50メートル)。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、この限りでない。</p> <p>(1) 通路(地盤面下に存するものに限る。)の出入口の上屋</p> <p>(2) 荷さばきの用途に供するもの(外壁を有しないものに限る。)</p>
	<p>建築物の高さの最高限度</p>	<p>(1) 佐井通の西側端線から50メートル外側の線と御池通の南側端線から110メートル外側の線との交点を起点とし、順次同線、西小路通の東側端線から260メートル外側の線、三条通の北側端線から60メートル外側の線及び佐井通の西側端線から50メートル外側の線を経て起点に到る線で囲まれた区域 31メートル</p> <p>(2) 前号の区域以外の区域 20メートル</p>
<p>祇園四条A地区</p>	<p>建築物の用途の制限</p>	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 風俗営業、店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)第2条第1項第2号に掲げる営業の用途に供する建築物にあつては、その敷地が四条通に接するものに限る。)</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>(3) 公衆浴場(蒸気、熱気その他湯水以外のものを使用して公衆を入浴させる施設を含む。)</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) カラオケボックスその他これに類するもの</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (6) 自動車車庫（自動車の出入口が四条通に接するものに限る。） (7) 学習塾（主として幼児，小学生，中学生又は高校生を対象とするものに限る。） (8) 葬祭場
祇園四条B地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 風俗営業（風営法第2条第1項第7号に掲げるものを除く。），店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの（同項第2号に掲げる営業の用途に供する建築物にあっては，その敷地が四条通に接するものに限る。） (2) 共同住宅，寄宿舍又は下宿 (3) マージャン屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの (4) カラオケボックスその他これに類するもの (5) 自動車車庫（自動車の出入口が四条通に接するものに限る。） (6) 学習塾（主として幼児，小学生，中学生又は高校生を対象とするものに限る。） (7) 葬祭場

2 西ノ京桑原町地区内における建築物等の形態意匠は，京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）西ノ京桑原町地区地区計画における地区整備計画において定められた建築物等の形態意匠の制限に適合するものでなければならないこととしました。

3 市長は，地区整備計画において建築物等の形態意匠の制限が定められた区域内における形態意匠の制限を受ける建築物の建築等又は工作物の建設等の計画について，当該区域の地区整備計画において定められた建築物等の形態意匠の制限に適合するかどうかを審査する場合において，必要があると認めるときは，京都市美観風致審議会の意見を聴くことができることとしました。

4 市長が上記3により意見を聴く場合における上記3の審査の期間は，60日以内と

しました。この条例は、平成24年11月9日から施行することとしました。

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年11月9日

京都市長 門川大作

京都市条例第21号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、建築物の敷地が別表第3の左欄に掲げる2の計画地区にわたる場合における第5条及び別表第2（別表第3の中欄に掲げる建築物の用途の制限又は敷地面積の最低限度に関する部分に限る。）の規定の適用については、その敷地は、全て同表の右欄に掲げる計画地区内にあるものとみなす。

第13条中「京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）大原小出石町地区地区計画」を「次に掲げる地区計画」に、「大原小出石町地区」を「制限地区」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）大原小出石町地区地区計画
- (2) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）西ノ京桑原町地区地区計画

第14条第1項前段中「大原小出石町地区内」を「制限地区内」に改め、同条第2項中「30日以内」を「30日（後段の規定により意見を聴く場合にあっては、60日）以内」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、必要があると認めるときは、京都市美観風致審議会の意見を聴くことができる。

第17条第2項前段並びに第19条第1項本文及び第2項中「大原小出石町地区内」を「制限地区内」に改める。

別表第1二条駅C地区の項の次に次の1項を加える。

西ノ京桑原町地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）西ノ京桑原町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----------	---

別表第1新門前通西之町地区の項の次に次の2項を加える。

祇園四条 A 地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）祇園四条地区地区計画（以下「祇園四条地区地区計画」という。）の区域のうち，地区整備計画において A 地区として区分された区域
祇園四条 B 地区	祇園四条地区地区計画の区域のうち，地区整備計画において B 地区として区分された区域

別表第 2 二条駅 C 地区の項の次に次の 1 項を加える。

西ノ京桑原町地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅，寄宿舍又は下宿</p> <p>(3) 店舗，飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの</p> <p>(4) ボーリング場，スケート場，水泳場，スキー場，ゴルフ練習場及びバッティング練習場</p> <p>(5) マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(6) カラオケボックスその他これに類するもの</p>
	壁面の位置の制限	<p>道路（西ノ京桑原町 1 番地の 3 の接する部分を除く。）又は河川の境界線までの距離の最低限度 5 メートル（佐井通（西高瀬川の北側端線から 60 メートル外側の線以北同北側端線から 130 メートル外側の線以南の区間に限る。）の境界線にあつては，50 メートル）。ただし，次に掲げる建築物又は建築物の部分については，この限りでない。</p> <p>(1) 通路（地盤面下に存するものに限る。）の出入口の上屋</p> <p>(2) 荷さばきの用途に供するもの（外壁を有しないものに限る。）</p>

	<p>建築物の高さの最高限度</p>	<p>(1) 佐井通の西側端線から50メートル外側の線と御池通の南側端線から110メートル外側の線との交点を起点とし、順次同線、西小路通の東側端線から260メートル外側の線、三条通の北側端線から60メートル外側の線及び佐井通の西側端線から50メートル外側の線を経て起点に至る線で囲まれた区域 31メートル</p> <p>(2) 前号の区域以外の区域 20メートル</p>
--	--------------------	---

別表第2 新門前通西之町地区の項の次に次の2項を加える。

<p>祇園四条A地区</p>	<p>建築物の用途の制限</p>	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 風俗営業、店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)第2条第1項第2号に掲げる営業の用に供する建築物にあっては、その敷地が四条通に接するものに限る。)</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>(3) 公衆浴場(蒸気、熱気その他湯水以外のものを使用して公衆を入浴させる施設を含む。)</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(6) 自動車車庫(自動車の出入口が四条通に接するものに限る。)</p> <p>(7) 学習塾(主として幼児、小学生、中学生又は高校生を対象とするものに限る。)</p> <p>(8) 葬祭場</p>
<p>祇園四条B地区</p>	<p>建築物の用途</p>	<p>建築してはならない建築物</p>

	の制限	(1) 風俗営業(風営法第2条第1項第7号に掲げるものを除く。),店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの(同項第2号に掲げる営業の用途に供する建築物にあっては,その敷地が四条通に接するものに限る。) (2) 共同住宅,寄宿舎又は下宿 (3) マージャン屋,射的場,勝馬投票券発売所,場外車券売場その他これらに類するもの (4) カラオケボックスその他これに類するもの (5) 自動車車庫(自動車の出入口が四条通に接するものに限る。) (6) 学習塾(主として幼児,小学生,中学生又は高校生を対象とするものに限る。) (7) 葬祭場
--	-----	---

別表第2 祇園町南側A地区の項中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)」を「風営法」に改め,同表備考16中「かかわらず」の右に「,西ノ京桑原町地区の項」を,「8メートル(」の右に「西ノ京桑原町地区の項においては4メートル,」を加え,「おいては,」を「おいては」に改め,同表の次に次の1表を加える。

別表第3(第11条関係)

計 画 地 区 の 名 称	制 限	敷地があるものとみなす計画地区の名称
明倫元学区烏丸通沿道地区及び四条通A地区	建築物の用途の制限	四条通A地区
祇園四条A地区及び祇園町南側A地区	建築物の敷地面積の最低限度	祇園町南側A地区
祇園四条B地区及び祇園町南側A地区	建築物の用途の制限	祇園四条B地区及び祇園町南側A地区
	建築物の敷地面積の最低限度	祇園町南側A地区

	度	
四条通A地区及び烏丸通沿道四条南地区	建築物の用途の制限	四条通A地区

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)